

議 事 録

件 名： 第3回 廃棄物受入に関する検討委員会
日 時： 平成26年10月31日（金）14:30～16:30
場 所： 大阪湾広域臨海環境整備センター会議室

【概要】

- 第2回検討委員会議事録の内容確認
- 議題ごとに事務局が説明の後、質疑応答
- 議題 対応策(案)の検討・構築について

【議事内容】

- 第2回検討委員会議事録の内容確認、了承
- 議題 対応策(案)の検討・構築について

＜搬入停止・解除の手続きの進め方、改善後に分析結果の確認について＞

（委員）基本的には提示されているフローになると考えるが、関係団体会議とはどういうものか。

（事務局）港湾管理者などから意見をもらう必要がある場合などに開催することを想定している。高島市の事案では、公表時に、発生団体と発生団体を指導する監督官庁、処分場を所管する環境部局の監督官庁、処分場の土地を所管する港湾管理者、搬入基地を所管する監督官庁、当センターなどで開催した。必要に応じて招集し意見をもらう場と考えている。

（委員）フロー3番の所管行政庁による改善指導は必要だが、センター資料に記載してよいのか。

（事務局）センター事業は近畿2府4県168市町村の共同事業であり、所管行政庁も加盟しており、資料は調整しながら作成した。

（ワザハバー）基準超過があれば所管行政庁として指導する義務が発生し、指導を行う。センターに依頼されなくても行う。

（事務局）センターからは指導の依頼ではなく、超過したという事実の報告を行う。

（委員）手続きについては一定の結論に達しているが、その前後の測定の頻度について意見はないか。事務局としては、「安定的に基準を下回ることの確認」を「原則1週間ごと1か月」といった例示がされた。私は、数値的な根拠が必要であるなら案のようになると思う。

（委員）安定的に基準値を下回るということが全てだと思う。原則として1週間ごと1か月というのも、それぐらいかと思う。事案の軽重の判断はどうするのか。

（事務局）軽微な事案については、所管行政庁に改善指導報告の中で御意見をもらいセンターで判断する。大きな事案は、高島の事案のように悪質なものを。

（委員）フローでのセンターと所管行政庁の役割を見ると所管行政庁がしっかり改善指導し、それを受けセンターも判断。適正受入協議会の中で所管行政庁も入って情報共有・議論する。また、港湾管理者などとも情報共有・議論する考え方となっており、これで

いけるのではないと思う。

(委員) 改善後、安定していることの確認は必要だが期間などまで決めてしまう必要は無い。所管行政庁がしっかりと改善を確認をした上でのものであることも考慮すべき。所管行政庁は安定的だと確認するのではないか。

(ワザバー) 測定、確認している。改善後の測定は状況に応じてするでいいのではないか。

(委員) まとめとして、フローに沿った解除手続きで行くということと、解除後の測定についてはもう少し柔軟なものを考えるということを確認した。来年度に向け議論を行ったが、センターが既に搬入停止しているものの解除準備をするなら、今回の議論に沿って進めればと思う。

<センター受入検査、排出事業者検査の方法等について>

(事務局) 公定法ではないが簡易測定として生物検定があり、所要時間が短く、公定法との差も小さいため、2回分析の1回目への活用も検討している。

(委員) 2回分析の試料は同一検体を使用するのか。

(事務局) 同一検体を使用する。生物検定を活用する場合、生物検定を行う業者で検体を作成し、2回目が必要な結果なら機器分析(公定法)の業者へ検体を引き渡してもらう。

(委員) 生物検定の判定値の設定について何か考え方はあるか。

(事務局) 食品のスクリーニングでは、基準の7割で判定というのがあるが、あまり低く設定しすぎると3を超えないはずのものが多く引っかかってくるのでよく検討したい。

(委員) センターとして設定値を持つのは勇気がいるが、例えば、6, 7割なら2というあたりを公定法での確認が必要と判断するということか。

(委員) 生物検定はいろいろあるがどれを使ってもいいのか。

(事務局) 公定法との差を検証できた方法を採用したい。

(委員) 機器分析でも早く結果を出せるところはあると聞いている。それでも生物検定に変えていくのか。

(事務局) 機器分析でも事前に予定が立つものは早く結果を出せるが、我々の抜取調査のようにランダムに実施・持込むものでは短期間での分析は難しいと聞いている。

(委員) 暫定運用で2回検定の低い値で判定としているが今後はどうするのか。

(事務局) 短期間で結果を出すため、生物検定によりスクリーニングし、必要に応じて公定法で値確定との方法にしたい。

(委員) 迅速性などから生物検定を採用することは分かった。次回、検査の流れが分かる資料をまとめてもらいたい。

(委員) 抜取検査後の後続ロットは、予防原則というのはあるが、社会コストの話もある。現在の焼却施設では留め置くのが具体的・物理的に難しいか、センターのスペースはどれくらいかなどの整理が必要。

(委員) 現行の日本の法律が予防原則を取っているかどうかということもあり、社会的な責任はあるのかもしれないが法的な責任としてはないと言えない。

(ワザバー) 保管すべきとされる意見のとおりだと思う。いろいろな理屈はあるが、一般の方の理解が重要。努力は分かるが、排出側の理屈で理解されなければ事業が止まってしまう。さらには3期事業が進まないということが懸念される。ピットがだめなら別の方法で保管ができないのか。あるいは検査体制をどうするのか。最大限の出来る努力が必要。

(ワザバー) 容量は、小さい施設で2、3日、長い所で1週間分しかない。一廃の処理は、日々出るごみを安定的に焼却、灰を迅速に埋める形で過去から行われており、大きなピットを有しているものはない。焼却灰のセンター受入が止まると焼却場のごみ受入まで影響し、市民生活に多大な影響がある。

(ワザバー) フェニックス事業は近畿2府4県168市町村の共同事業であり、センターだけがダイオキシン問題の全ての責任を負っていくものではなく、排出自治体として責任を果たしていく必要がある。我々の自主検査の回数を増やすなど、いかに信用を回復するかにみんなで積極的に取り組み、予防原則を理解してもらえるよう努めるべき。産廃と一廃の違いは、一廃の焼却施設は止めることが出来ず、焼き続けなければならない状況がある。国が南海トラフの関係もあり国土強靱化メニューを考えているが、長期間の焼却灰を置いておく施設基準は出ていない状況なので、現実的にはどこの自治体でも非常に厳しい。

(ワザバー) この問題は信用を回復するための選択肢の一つと考えており、センターのサンプリングの問題だけにするのではなく、我々排出事業者がどこまできちんとできるのか、再度注意喚起しなければならない。市民に安全性をアピールするには、排出者として自主検査を増やし、安心してもらう方が大事である。

(委員) 現場の意見として、物理的にも長期間止めることは難しく、社会的影響も非常に大きい。本当は別の問題であって、やはり自主的にしっかり検査を行い、運転管理をきちっとすることが信頼回復に繋がって行く。参画している市町村からそのようなものを出さないことが大前提である。抜き取り検査を行っても何も問題がないというのが普通の流れであり、超過したら搬入停止となる緊張感を持って運転し、所管監督官庁もしっかりと監督する。要するに説明をどうしっかりしていくかだと思う。特に公有水面を埋め立てるということで、当然ながら国民が納得しないといけない。しっかりと説明できる解決策を出してもらいたい。生物検定でかなり迅速に分析できることなどを含めて上手くルールを考え、契約書に記載が必要という法的なことも含めて結論に持っていく必要がある。